

空調設備保守点検業務（大崎広域リサイクルセンター）仕様書

総 則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する「空調設備保守点検業務（大崎広域リサイクルセンター）」に適用する。

第1節 計画概要

1. 一般概要

本業務は、発注者の大崎広域リサイクルセンターの空調設備について維持管理を目的として、点検業務を行うものである。

2. 件 名：空調設備保守点検業務（大崎広域リサイクルセンター）

3. 委託場所：大崎市古川桜ノ目字新高谷地 388 番地 1（大崎広域リサイクルセンター）

4. 委託期間：契約締結日の翌日から令和8年 3月27日まで

5. 支払方法：業務完了後一括払い

第2節 設計施工方針

1. 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、受注者は他の設備への業務による影響を少なくする為にも設備を熟知し、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な事項、又は委託の性質上当然必要と思われるものについては受注者の責任において全て行うこと。

2. 疑 義

本仕様書について委託業務中に疑義が発生した場合、受注者は発注者と協議するものとする。

3. 変 更

本仕様書について、原則として変更は認めないが、ただし発注者の協議等により変更する場合はこの限りではない。

第3節 業務内容

1. 対象機器：別紙「空調設備保守点検業務（大崎広域リサイクルセンター）価格設計書」のとおり。
2. 点検時期：発注者と協議し決定すること。
3. 点検内容：別紙「空調設備保守点検業務 作業実施事項」のとおり。
4. 点検回数：下記の内容にて年4回実施すること、また、故障時は随時とする。
 - ・冷房定期点検 1回／年（フィルター清掃含む）
 - ・冷房簡易点検 1回／年
 - ・暖房定期点検 1回／年（フィルター清掃含む）
 - ・暖房簡易点検 1回／年
5. 報告書の提出：点検結果は点検終了後、速やかに異常の有無に関わらず、結果を明記のうえ点検状況写真と共に提出すること。（4回／年）
6. そ の 他：発注者が必要と認めるもの。

第4節 業務完了及び提出図書等

1. 業務完了

業務完了後は、発注者担当者（調査職員）立会いのもとに完了検査を実施し、合格をもって完了とする。

2. 提出図書等

受注者は、契約後下記図書等を作成し提出するものとする。

- 1) 着工時：着手届及び業務工程表（様式第4号）、管理技術者等通知書及び経歴書（様式第5号）、その他発注者が指示する図書
- 2) 完了時：給付完了通知書、その他発注者が指示する図書類
- 3) 提出部数：上記の書類について発注者より指示がない場合は各1部の提出とする

第5節 その他

1. 許認可申請

内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により代行する。

2. 業務の基本的事項

本業務施工に際しては、次の事項を遵守するものとする。

- 1) 受注者は作業にあたっては、安全に配慮留意し、関係法令を遵守するものとする。

特に火気等の使用については、担当者と十分協議をすること。

- 2) 制御盤の操作等については、発注者担当者立会いのもとに行い、基本的に作業中は既設制御盤の電源を落とすものとする。
- 3) 消耗品に該当する部品を発注者側にて予備品として保管している場合は、発注者と協議の上、予備品を優先的に使用する。
- 4) 資材置場、資材搬入路などについて発注者と十分協議し、周辺に支障が生じないように計画し、実施すること。また、整理整頓を履行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。
- 5) 他設備、既存物件等への損傷・汚染防止に努め、受注者の責任範囲において損傷・汚染が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧すること。
- 6) 契約後に疑義が生じた場合は、発注者と十分協議を行い、発注者の指示に従うものとする。

3. 暴力団等の排除について

- 1) この契約の履行期間中に「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- 2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- 3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

以上

別紙：空調設備保守点検業務 作業実施事項

No.	作業項目			点検結果			
				月 日	月 日	月 日	月 日
1	室外機	電気系統	電源ヒューズ又はブレーカーの確認				
2			絶縁抵抗値の測定				
3			温度調節器の作動確認・調整				
4			クランクケースヒーターの通電確認				
5			制御箱内機器の作動確認				
6							
7							
8		運転状態	回転方向の確認				
9			運転音・振動の確認				
10			電圧・電流の測定				
11			各部の温度測定				
12			各制御機器の作動確認				
13			圧縮機の音・振動の確認				
14			熱交換器汚れ点検				
15							
16							
17		ガス漏れ	冷媒漏れ箇所の有無点検				
18							
19							
20		保護機器	各保護開閉器の作動確認				
21							
22							
23		清掃	ドレンパン・ドレン清掃（必要に応じて）				
24			外装パネル状況				
25			エアフィルターの清掃				
26							
27							
28		その他	総合運転状況確認				
29			圧力測定（必要に応じて）				
30							
31							
32							
33	室内機・ファンコイル等	電気系統	絶縁抵抗値の測定				
34			電圧・電流の測定				
35			ブレーカーの点検				
36			制御箱内機器の作動確認				
37							
38							
39		送風機	回転方向の確認				
40			エアフィルターの点検・清掃				
41			エレメントの点検				
42							
43							
44		その他					
45							
46							
47							
48							